

臨時会第3号議案

広報特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年5月12日

春日市議会

議会運営委員会委員長 高橋裕子

提案理由

議会広報誌及び議会ウェブサイトは、議会の活動状況を広く市民に周知し、もって市民の議会及び市政に対する理解と関心を高めるために重要な役割を果たしている。また、これらの情報発信に加えて、ソーシャルメディアの積極的な活用も求められている。

よって、本市議会の広報活動のさらなる充実を図るため、広報特別委員会を設置しようとするものである。

広報特別委員会の設置

- 1 本議会に広報特別委員会を設置し、4人の委員をもって組織する。
- 2 本議会は、広報特別委員会に対し、議会広報誌の編集、議会ウェブサイトに関する事項及び議会の広報活動の充実に関する事項を付託する。
- 3 広報特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議員の任期の終了をもって、本件の調査を終了するものとする。
- 4 広報特別委員会の本件調査に要する経費は、既決予算の範囲内とする。

広報特別委員の選任について

春日市議会委員会条例（昭和48年条例第24号）第6条第1項の規定により、議長が広報特別委員を指名するもの。

広報特別委員指名一覧表

議席番号	氏名
1番	西村 澄子
3番	有村 博
4番	安部 仰
17番	中原 智昭